

一般社団法人京都スマートエネルギーイニシアチブ 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人京都スマートエネルギーイニシアチブと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都府京都市下京区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、情報通信技術（ICT）の活用等により、エネルギー利用の最適化を促進し、暮らしの安心と経済の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) BEMS (Building Energy Management System) その他のエネルギーマネジメントシステムの導入及び活用の支援に関する事業
- (2) 前号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人の目的に賛同して入会した個人及び法人を会員として、会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第6条 この法人の会員として入会しようとするものは、理事会において別に定める申込書により申込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

(会費)

第7条 会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会費として、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払いの義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散し、若しくは破産したとき。

(会費等の不返還)

第11条 退会し、又は除名された会員が既に納入した会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、会員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬の額
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、臨時社員総会として必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 社員総会の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

- 3 理事長は、前項の規定による請求があったときは、4週間以内に社員総会を招集しなければならない。
- 4 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって開会日の2週間前までに通知しなければならない。
- 5 社員総会に出席することができない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法によって議決権を行使し、又は代理人によって議決権を行使することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故があったときは、当該社員総会で議長を選出する。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、社員総会の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、会員の半数以上であって、社員総会の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 他の一般法人法上の法人との合併
 - (5) 事業の全部又は一部の譲渡
 - (6) 解散
 - (7) その他法令で定められた事項

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議長及び出席者の中から議長が指名した1名の者が、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上12名以内
 - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を理事長に置くほか、専務理事1名を置くことができる。
 - 3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事はこの法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族、その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 専務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠により選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 役員は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第26条 役員は、原則として無報酬とする。ただし、社員総会の決議により、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任の免除又は限定)

第27条 この法人は、理事及び監事の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- 2 この法人は、一般法人法第115条第1項の規定により、外部役員との間で、前項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によつ

て締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める額とする。

第6章 アドバイザー

(アドバイザー)

第28条 この法人の運営及び業務等に関して専門的な意見を聞くため、学識経験者等をアドバイザーとして置くことができる。

2 アドバイザーは、理事会の承認を得て、理事長が委嘱する。

第7章 理事会

(構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに各理事及び各監事に対して通知しなければならない。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第32条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故があったときは、あらかじめ理事会で定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第35条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年一期とする。

(事業計画及び収支予算)

第36条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の内容についてはその内容を説明し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金)

第38条 この法人は、剰余金の分配をすることができない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(合併等)

第40条 この法人は、社員総会の決議によって、他の一般法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第41条 この法人は、社員総会の決議その他法令に定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第42条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 事務局

(設置等)

第43条 この法人の業務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には事務局長その他の職員を置く。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第12章 補則

(委任)

第45条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の議決により、理事長が別に定める。

(法令の準拠)

第46条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

附 則

1 この定款は、法人の設立の日から施行する。

(最初の事業年度)

2 この法人の設立初年度の事業年度は、この法人の設立の日から平成27年3月31日までとする。

(設立時社員)

3 この法人の設立時社員の氏名、名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員 郡 郷 孝

設立時社員 特定非営利活動法人木野環境

設立時社員 特定非営利活動法人京都シニアベンチャークラブ連合会

設立時社員 有限会社ひのでやエコライフ研究所

(設立時の代表理事、理事及び監事)

4 この法人の設立時の代表理事、理事及び監事は、次のとおりとする。

設立時代表理事 郡 郷 孝

設立時理事 丸谷 一耕

設立時理事 山 和孝

設立時理事 鈴木 靖文

設立時監事 伊藤 弥生

(最初の事業計画等)

5 この法人の設立当初年度事業計画及び収支予算は、第36条第1項の規定にかかわらず、設立時社員総会の定めによるところによる。

(最初の事務局長)

6 この法人の設立時の事務局長は、第43条第3項の規定にかかわらず、設立時社員総会の定めるところによる。

以上、一般社団法人京都スマートエネルギーイニシアチブ設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成26年10月6日

(附則) この定款は、平成27年4月23日から施行する。